



大江町安心子育て支援費

～子育て支援事業利用料補助のご案内～

支援内容： ①ファミリー・サポート・センター事業②一時預かり事業
③子育て短期支援事業を利用した際に、年額15,000円を上限に利用料の支援を行います。

対象者： 大江町に住所を有する0歳～高校3年生（障害児は20歳）までの児童を監護する保護者で下記の要件①～③のいずれかに該当する者。

- 
- ①児童扶養手当受給者または児童扶養手当受給資格者（公的年金等受給中で併給調整のため、児童扶養手当の支給を受けることができない者）。
 - ②就学援助の要保護者・準要保護者の認定を受ける者。
 - ③町開催の事業やイベント等に町から依頼を受けて参加をする者。

申請方法： 下記を大江町健康福祉課子育て推進室までご提出ください

- ・支給申請書（担当窓口か町のHPから取得）。
- ・利用料が納付されていることを証する領収証又は証明書。
- ・振込先の通帳又はキャッシュカード。

※そのほか対象者の要件によって必要書類が異なることがありますので、事前に担当までご相談ください。

年度ごとの申請となりますのでお早めに申請をお願いします。



担当 大江町健康福祉課子育て推進室
子育て推進係
電話：0237-84-6157
email：kosodate@town.oe.yamagata.jp